

2. 土木工事施工管理基準及び規格値

昭和51年9月1日制定
平成6年4月1日改正
平成8年7月1日改定
平成11年4月1日改定
平成15年9月1日改定
平成16年10月1日改定
平成17年10月1日改定
平成19年4月1日改定
平成20年4月1日改定
平成20年5月1日改定
平成21年10月1日改定
平成24年4月1日改定
平成26年4月1日改定
平成27年4月1日改定
平成27年10月1日改定
平成28年10月1日改定
平成29年10月1日改定
平成30年10月1日改定
令和元年10月1日改定
令和2年10月1日改定
令和3年10月1日改定
令和4年10月1日改定
令和5年10月1日改定
令和6年10月1日改定

目 次

土木工事施工管理基準

1. 目 的	2- 1
2. 適 用	2- 1
3. 構 成	2- 1
4. 管理の実施	2- 1
5. 管理項目及び方法	2- 1
6. 規 格 値	2- 2
7. そ の 他	2- 2

出来形管理基準及び規格値

第1編 共 通 編

土 工	2- 27
無筋、鉄筋コンクリート	2- 28

第3編 土 木 工 事 共 通 編

一般施工	2- 28
------------	-------

第4編 河 川 編

築堤・護岸	2- 53
樋門・樋管	2- 54
水 門	2- 54
堰	2- 54
排水機場	2- 55
床止め・床固め	2- 55

第5編 砂 防 編

砂防堰堤	2- 56
流 路	2- 57
斜面対策	2- 57

第6編 ダ ム 編

コンクリートダム	2- 58
フィルダム	2- 59
基礎グラウチング	2- 59

第7編 道 路 編

道路改良	2- 60
舗 装	2- 62
橋梁下部	2- 64

鋼橋上部	2- 67
コンクリート橋上部	2- 68
トンネル (N A T M)	2- 68
共同溝	2- 70
電線共同溝	2- 70
道路維持	2- 71
道路修繕	2- 72
第9編 下水道編	
下水道工	2- 73

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	2- 75
2. ガス圧接	2- 77
3. 既製杭工	2- 77
4. 下層路盤	2- 78
5. 上層路盤	2- 79
6. アスファルト安定処理路盤	2- 81
7. セメント安定処理路盤	2- 81
8. アスファルト舗装	2- 82
9. 転圧コンクリート	2- 83
10. グースアスファルト舗装	2- 84
11. 路床安定処理工	2- 85
12. 表層安定処理工 (表層混合処理)	2- 85
13. 固結工	2- 86
14. アンカーワーク	2- 86
15. 補強土壁工	2- 86
16. 吹付工	2- 86
17. 現場吹付法枠工	2- 87
18. 河川土工	2- 88
19. 砂防土工	2- 89
20. 道路土工	2- 89
21. 捨石工	2- 90
22. コンクリートダム	2- 90
23. 覆工コンクリート (N A T M)	2- 92
24. 吹付けコンクリート (N A T M)	2- 93
25. ロックボルト (N A T M)	2- 94
26. 路上再生路盤工	2- 94
27. 路上表層再生工	2- 95

28. 排水性舗装工・透水性舗装工	2- 95
29. プラント再生舗装工	2- 97
30. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	2- 97
31. ガス切断工	2- 97
32. 溶接工	2- 98
33. 中層混合処理	2- 99
34. 鉄筋挿入工	2- 99
35. 基礎工	2- 99

注) なお、品質管理における各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検査を実施する。空欄の項目については、必ず現場検査を実施する。

参考資料

ロックボルトの引抜試験	2- 100
テストハンマーによる強度推定調査について	2- 102

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第1編 1-1-1-23 「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

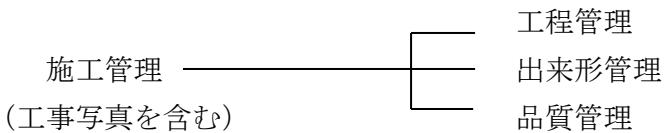
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、山梨県県土整備部が発注する土木工事について適用する。

ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2)出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図と出来形管理表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3)品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図(ヒストグラム、 $\chi - R$ 、 $\chi - R_s - R_m$ など)を作成するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(イ)路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が 500m²以下のもの)

(ロ)アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの (同一配合の合材が 50t 未満のもの)

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1)工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

(2)3次元データによる出来形管理

I C T 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(国土交通省 最新版)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・砂防土工	1-2-3-2		掘削工			2 - 27
	1-2-3-3		盛土工			〃
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		〃
	1-2-3-6		堤防天端工			〃
	1-2-4-2		掘削工			〃
第4節 道路土工	1-2-4-3		路体盛土工			〃
	1-2-4-4		路床盛土工			〃
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		〃
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第6節 鉄筋工	1-3-6-4		組立て			2 - 28

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通的工種	3-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		2 - 28
				軽量鋼矢板		〃
				コンクリート矢板		〃
				広幅鋼矢板		〃
				可とう鋼矢板		〃
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		〃
	3-2-3-6		小型標識工			〃
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		〃
				転落(横断)防止柵		〃
				車止めポスト		〃
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		2 - 29
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		〃
	3-2-3-9		区画線工			〃
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		〃
				距離標		〃
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			〃
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		〃
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		〃
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			2 - 30
		2	プレキャストセグメント桁製作工	(購入工)		〃
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			〃
	3-2-3-15		P C ホロースラブ製作工			〃
	3-2-3-16	1	P C 箱桁製作工			〃
		2	P C 押出し箱桁製作工			〃
	3-2-3-17		根固めブロック工			2 - 31
	3-2-3-18		沈床工			〃
	3-2-3-19		捨石工			〃
	3-2-3-22		階段工			〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通的工種	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		2-31
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		2-32
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		〃
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		〃
		2	多自然型護岸工	かごマット		〃
	3-2-3-27	1	羽口工	じやかご		〃
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		〃
	3-2-3-28	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工	プレキャストボックス工		〃
			プレキャストパイプ工	プレキャストパイプ工		〃
	3-2-3-29	1 側溝工	プレキャストU型側溝	プレキャストU型側溝		〃
			L型側溝	L型側溝		〃
			自由勾配側溝	自由勾配側溝		〃
			管渠	管渠		〃
	3-2-3-30	2	側溝工	場所打水路工		2-33
		3	側溝工	暗渠工		〃
	3-2-3-31		集水樹工			〃
			現場塗装工			〃
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		〃
				碎石基礎工		〃
				割ぐり石基礎工		〃
				均しコンクリート		〃
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		〃
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		〃
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-34
				鋼管杭		〃
		2		H鋼杭		〃
	3-2-4-5		場所打杭工			〃
	3-2-4-6		深礎工			〃
	3-2-4-7		オープケーション基礎工			〃
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			〃
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-35
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		〃
				コンクリートブロック張り		〃
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		〃
	3-2-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		〃
			緑化ブロック工			〃
	3-2-5-5		石積（張）工			〃
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	1	橋面防水工	シート系床版防水層		2-36
		1	アスファルト舗装工	下層路盤工		〃
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		〃
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃
		5	アスファルト舗装工	基層工		〃
		6	アスファルト舗装工	表層工		〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2 - 37
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		"
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		"
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		"
		5	半たわみ性舗装工	基層工		"
		6	半たわみ性舗装工	表層工		"
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		"
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		"
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		"
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2 - 38
		5	排水性舗装工	基層工		"
		6	排水性舗装工	表層工		"
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		"
		2	透水性舗装工	表層工		"
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		"
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		"
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		"
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2 - 39
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		"
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		"
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		"
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		"
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		"
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		"
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2 - 40
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		"
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		"
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		"
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		"
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		"
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		"
		5	薄層カラー舗装工	基層工		"

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-41
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		〃
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃
		5	ブロック舗装工	基層工		〃
	3-2-6-15		路面切削工			2-42
	3-2-6-16		舗装打換え工			〃
	3-2-6-17		オーバーレイ工			〃
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			2-43
	3-2-7-3		置換工			〃
	3-2-7-4		表層安定処理工			〃
	3-2-7-5		パイルネット工			〃
	3-2-7-6		サンドマット工			〃
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		〃
				ペーパードレーン工		〃
				袋詰式サンドドレーン工		〃
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		〃
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射搅拌工		〃
				高圧噴射搅拌工		〃
				スラリー搅拌工		〃
				生石灰パイル工		〃
				中層混合処理工		2-44
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		〃
				鋼矢板		〃
		2	土留・仮締切工	アンカー工		〃
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		〃
		4	土留・仮締切工	締切盛土		〃
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		〃
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			〃
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			〃
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	—
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		2-45
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		〃
		3	一般事項	仮設材製作工		2-46
		4	一般事項	刃口金物製作工		〃
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		2-47
				シミュレーション仮組立検査を行う場合		〃
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		2-48
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		〃
	3-2-12-4		検査路製作工			2-49
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			〃
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			〃
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			2 - 49
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			〃
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			〃
	3-2-12-11		工場塗装工			〃
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		2 - 50
				ケーブルクレーン架設		〃
				ケーブルエレクション架設		〃
				架設桁架設		〃
				送出し架設		〃
				トラベラークレーン架設		〃
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		〃
				架設桁架設		〃
			架設工支保工	固定		〃
				移動		〃
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	架設桁架設		〃
				片持架設		〃
				押出し架設		〃
				種子散布工		〃
				張芝工		〃
				筋芝工		〃
				市松芝工		〃
				植生シート工		〃
				植生マット工		〃
				植生筋工		〃
	3-2-14-3	2	植生工	人工張芝工		〃
				植生穴工		〃
	3-2-14-4	1	吹付工（仮設を含む）	植生基材吹付工		〃
				客土吹付工		〃
	3-2-14-4	2	法枠工	コンクリート		2 - 51
				モルタル		〃
				現場打法枠工		〃
	3-2-14-6	1	法枠工	現場吹付法枠工		〃
				プレキャスト法枠工		〃
	3-2-14-6		アンカー工			〃
第15節 摊壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打摊壁工		〃
	3-2-15-2		プレキャスト摊壁工			2 - 52
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		〃
				多数アンカー式補強土工法		〃
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	3-2-15-4		井桁ブロック工			〃
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		〃
		2	浚渫船運転工	グラブ船		〃
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			2 - 53

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	4-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2 - 53
第4節 地盤改良工	4-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	—
	4-1-4-3		パイアルネット工		3-2-7-5パイアルネット工	—
	4-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	—
	4-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	—
	4-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	—
第5節 護岸基礎工	4-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	—
	4-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
第6節 矢板護岸工	4-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	—
	4-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
第7節 法覆護岸工	4-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	4-1-7-4		護岸付属物工			2 - 53
第6節	4-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	—
	4-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-5環境護岸ブロック工	—
	4-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-6石積（張）工	—
	4-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	—
	4-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り 巨石積み かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工 3-2-3-26多自然型護岸工 3-2-3-26多自然型護岸工	— — —
	4-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	—
	4-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	—
	4-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	—
	4-1-7-13		羽口工	じやかご ふとんかご かご枠 連節ブロック張り	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工 3-2-5-3連節ブロック張り	— — — —
第8節 擁壁護岸工	4-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	4-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	—
第9節 根固め工	4-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	4-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	—
	4-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	4-1-9-7		かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	— —
第10節 水制工	4-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	—
	4-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	4-1-10-5		かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	— —
	4-1-10-8		杭出し水制工			2 - 53

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	4-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	4-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—
	4-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—
	4-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—
	4-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	—
	4-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	4-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	—
	4-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	—
	4-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	—
	4-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	—
	4-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	—
	4-1-13-3		配管工			2- 53
	4-1-13-4		ハンドホール工			〃
第2章 浚渫（川）						
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	—
第4節 浚渫工（グラブ船）	4-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	—
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	4-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	—
第3章 橋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	4-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 地盤改良工	4-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	—
第5節 橋門・樋管本体工	4-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-3-5-6	1	函渠工	本体工		2- 54
		2	函渠工	ヒューム管		〃
				P C管		〃
				コルゲートパイプ		〃
				ダクタイル鉄管		〃
				P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルパート工	—
	4-3-5-7		翼壁工			2- 54
	4-3-5-8		水叩工			〃
第6節 護床工	4-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	4-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	—
	4-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	4-3-6-7		かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	—
					3-2-3-27羽口工	—
第7節 水路工	4-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	4-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	—
	4-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	—
	4-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルパート工	—
第8節 付属物設置工	4-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	4-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	—
	4-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	—
	4-4-3-5		橋面防水工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	—
	4-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	—
	4-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	—
	4-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	—
	4-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第5節 軽量盛土工	4-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第6節 水門本体工	4-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	—
	4-4-6-7		床版工			2-54
	4-4-6-8		堰柱工			〃
	4-4-6-9		門柱工			〃
	4-4-6-10		ゲート操作台工			〃
	4-4-6-11		胸壁工			〃
	4-4-6-12		翼壁工		4-3-5-7翼壁工	〃
	4-4-6-13		水叩工		4-3-5-8水叩工	〃
第7節 護床工	4-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	4-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	—
	4-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	4-4-7-7		かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	— —
第8節 付属物設置工	4-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	—
第9節 鋼管理橋上部工	4-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-5		架設工(ケーブルク レーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-6		架設工(ケーブルエレ クション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-9		架設工(トラベラーク レーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-10		支承工		7-4-5-10支承工	—
第10節 橋梁現場塗装工	4-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第11節 床版工	4-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	—
第12節 橋梁付属物工(鋼管理 橋)	4-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	4-4-12-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	4-4-12-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	4-4-12-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	4-4-12-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	—
	4-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	—
	4-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	—
	4-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	—
	4-4-14-6		支承工		7-4-5-10 支承工	—
	4-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	—
	4-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	—
	4-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	—
	4-4-14-10		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	—
	4-4-15-3		支承工		7-4-5-10 支承工	—
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-4-15-4		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	—
	4-4-15-5		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	—
	4-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	—
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-4-16-4		地覆工		7-4-8-5 地覆工	—
	4-4-16-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6 橋梁用防護柵工	—
	4-4-16-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7 橋梁用高欄工	—
	4-4-16-7		検査路工		7-4-8-8 検査路工	—
	4-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	—
第18節 舗装工	4-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	—
	4-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	—
	4-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	—
	4-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	—
	4-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	—
	4-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	—
	4-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	—
	4-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	—
第3節 工場製作工	4-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	—
	4-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	—
	4-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	—
	4-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	—
	4-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	—
	4-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	—
	4-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	—
	4-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	—
	4-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	—
	4-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	—
第5節 軽量盛土工	4-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 可動堰本体工	4-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-5-6-5		オープケーション基礎工		3-2-4-7オープケーション基礎工	—
	4-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	4-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-5-6-8		床版工		4-4-6-7床版工	—
	4-5-6-9		堰柱工		4-4-6-8堰柱工	—
	4-5-6-10		門柱工		4-4-6-9門柱工	—
	4-5-6-11		ゲート操作台工		4-4-6-10ゲート操作台工	—
	4-5-6-12		水叩工		4-3-5-8水叩工	—
	4-5-6-13		閘門工			2-54
	4-5-6-14		土砂吐工			〃
	4-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
第7節 固定堰本体工	4-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-5-7-5		オープケーション基礎工		3-2-4-7オープケーション基礎工	—
	4-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	4-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-5-7-8		堰本体工			2-54
	4-5-7-9		水叩工			〃
	4-5-7-10		土砂吐工			〃
	4-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
第8節 魚道工	4-5-8-3		魚道本体工			2-55
第9節 管理橋下部工	4-5-9-2		管理橋橋台工			〃
第10節 鋼管理橋上部工	4-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-9		架設工（トラベラーケーリング架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-10		支承工		7-4-5-10支承工	—
第11節 橋梁現場塗装工	4-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第12節 床版工	4-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	—
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	4-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	4-5-13-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	4-5-13-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	4-5-13-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	4-5-13-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	—
	4-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	—
	4-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	—
	4-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	—
	4-5-15-6		支承工		7-4-5-10 支承工	—
	4-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	—
	4-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	—
	4-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	—
	4-5-15-10		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	—
	4-5-16-3		支承工		7-4-5-10 支承工	—
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	4-5-16-4		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	—
	4-5-16-5		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	—
	4-5-17-3		支承工		7-4-5-10 支承工	—
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	4-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	—
	4-5-17-5		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	—
	4-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	—
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	4-5-18-4		地覆工		7-4-8-5 地覆工	—
	4-5-18-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6 橋梁用防護柵工	—
	4-5-18-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7 橋梁用高欄工	—
	4-5-18-7		検査路工		7-4-8-8 検査路工	—
	4-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	—
第20節 付属物設置工	4-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	—
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	4-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	—
第4節 機場本体工	4-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	—
	4-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	—
	4-6-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	—
	4-6-4-6		本体工			2-55
	4-6-4-7		燃料貯油槽工			〃
第5節 沈砂池工	4-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	—
	4-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	—
	4-6-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	—
	4-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	—
	4-6-5-7		コンクリート床版工			2-55
	4-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック	—
	4-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29 場所打擁壁工	—
第6節 吐出水槽工	4-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	—
	4-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	—
	4-6-6-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	—
	4-6-6-6		本体工		4-6-4-6 本体工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	4-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 床止め工	4-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-7-4-6		本体工	床固め本体工		2-55
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	—
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	—
	4-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	4-7-4-8			水叩工		2-56
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	—
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック	—
第5節 床固め工	4-7-5-4		本堤工		4-7-4-6本体工	—
	4-7-5-5		垂直壁工		4-7-4-6本体工	—
	4-7-5-6		側壁工			2-56
	4-7-5-7		水叩工		4-7-4-8水叩工	—
第6節 山留擁壁工	4-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	4-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	4-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	—
	4-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	—
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	4-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	—
	4-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—
	4-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—
第8節 付属物復旧工	4-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	—
第9節 付属物設置工	4-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	—
第10節 光ケーブル配管工	4-8-10-3		配管工		4-1-13-3配管工	—
	4-8-10-4		ハンドホール工		4-1-13-4ハンドホール工	—
第12節 植栽維持工	4-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	—
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	4-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 腹付工	4-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	—
	4-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	—
第5節 側帯工	4-9-5-2		縁切工	じやかご工	3-2-3-27羽口工	—
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	—
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	—
				石張工	3-2-5-5石積（張）工	—
	4-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	—
第6節 堤脚保護工	4-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	—
	4-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 管理用通路工	4-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	—
	4-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	—
	4-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	—
	4-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	—
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	—
	4-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	—
第8節 現場塗装工	4-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
	4-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	—

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	5-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	-
	5-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2-56
	5-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	-
第5節 軽量盛土工	5-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	-
第6節 法面工	5-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	-
	5-1-6-3		法面吹付け工		3-2-14-3吹付工	-
	5-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	-
	5-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	-
	5-1-6-7		かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	- -
第8節 コンクリート堰堤工	5-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			2-56
	5-1-8-5		コンクリート副えん堤工		5-1-8-4コンクリート堰堤本体工	-
第6節	5-1-8-6		コンクリート側壁工			2-56
	5-1-8-8		水叩工			〃
第9節 鋼製堰堤工	5-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		〃
		2		透過型		2-57
	5-1-9-6		鋼製側壁工			〃
	5-1-9-7		コンクリート側壁工		5-1-8-6コンクリート側壁工	-
	5-1-9-9		水叩工		5-1-8-8水叩工	-
	5-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	-
第10節 護床工・根固め工	5-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	-
	5-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	-
	5-1-10-7		かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	- -
第11節 砂防堰堤付属物設置工	5-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	-
第12節 付帯道路工	5-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	-
	5-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	-
	5-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	-
	5-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	-
	5-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	-
	5-1-12-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	-
	5-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	-
	5-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	-
第13節 付帯道路施設工	5-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	-
	5-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	-
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	5-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	-
第4節 流路護岸工	5-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	-
	5-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	-
	5-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	-
	5-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	-
	5-2-4-8		護岸付属物工		4-1-7-4護岸付属物工	-
	5-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	-
第5節 床固め工	5-2-5-4		床固め本体工		5-1-8-4コンクリート堰堤本体工	-

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	5-2-5-5		垂直壁工		5-1-8-4コンクリート堰堤本体工	—
	5-2-5-6		側壁工		5-1-8-6コンクリート側壁工	—
	5-2-5-7		水叩工		5-1-8-8水叩工	—
	5-2-5-8		魚道工			2-57
第6節 根固め・水制工	5-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	5-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	5-2-6-7	かご工		じやかご	3-2-3-27羽口工	—
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	—
第7節 流路付属物設置工	5-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	—
			防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
第3章 斜面対策						
第3節 軽量盛土工	5-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 法面工	5-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	—
	5-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	—
	5-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	—
	5-3-4-5	かご工		じやかご	3-2-3-27羽口工	—
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	—
	5-3-4-6		アンカー工(プレキヤストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	—
	5-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	—
第5節 擁壁工	5-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	5-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	5-3-5-5		プレキヤスト擁壁工		3-2-15-2プレキヤスト擁壁工	—
	5-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	—
	5-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	—
	5-3-5-8		落石防護工		7-1-11-5落石防護柵工	—
第6節 山腹水路工	5-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	5-3-6-4		山腹明暗渠工			2-57
	5-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	—
	5-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	5-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	—
第7節 地下水排除工	5-3-7-4		集排水ボーリング工			2-58
	5-3-7-5		集水井工			"
第8節 地下水遮断工	5-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	5-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	—
	5-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
第9節 抑止杭工	5-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	5-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	5-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	—
	5-3-9-6		橋面防水工			2-58

【第6編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	6-1-4		コンクリートダム工	本体		2 - 58
	6-1-4		コンクリートダム工	水叩		〃
	6-1-4		コンクリートダム工	副ダム		〃
	6-1-4		コンクリートダム工	導流壁		2 - 59
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	6-2-4-5		コアの盛立			2 - 59
	6-2-4-6		フィルターの盛立			〃
	6-2-4-7		ロックの盛立			〃
	6-2		フィルダム（洪水吐）			〃
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ポーリング工	6-3-3		ポーリング工			2 - 59

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	7-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2 - 60
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	—
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	—
	7-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	—
	7-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	—
	7-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	—
	7-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	—
	7-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	—
第5節 法面工	7-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	—
	7-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	—
	7-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	—
	7-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	—
	7-1-5-7		かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	—
					3-2-3-27羽口工	—
第6節 軽量盛土工	7-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第7節 擁壁工	7-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	7-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	—
	7-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3盛土補強工	—
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3盛土補強工	—
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3盛土補強工	—
	7-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	—
第8節 石・ブロック積（張）工	7-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	7-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	—

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 カルバート工	7-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-1-9-6		場所打函渠工			2 — 60
	7-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	—
第10節 排水構造物工（小型水路工）	7-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	7-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	—
	7-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	—
	7-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
	7-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	7-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	—
第11節 落石雪害防止工	7-1-11-4		落石防止網工			2 — 60
	7-1-11-5		落石防護柵工			〃
	7-1-11-6		防雪柵工			〃
	7-1-11-7		雪崩予防柵工			〃
第12節 遮音壁工	7-1-12-4		遮音壁基礎工			2 — 61
	7-1-12-5		遮音壁本体工			〃
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	7-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	—
	7-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	—
第4節 舗装工	7-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—
	7-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	—
	7-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	—
	7-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	—
	7-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	—
	7-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—
	7-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—
	7-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	—
	7-2-4		歩道路盤工			2 — 62
	7-2-4		取合舗装路盤工			〃
	7-2-4		路肩舗装路盤工			〃
	7-2-4		歩道舗装工			〃
	7-2-4		取合舗装工			〃
	7-2-4		路肩舗装工			〃
	7-2-4		表層工			〃
第5節 排水構造物工（路面排水工）	7-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	7-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	—
	7-2-5-5		集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	—
	7-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
	7-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	7-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	—
	7-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2 — 63
第6節 縁石工	7-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	—
第7節 踏掛版工	7-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2 — 63
			橋面防水工	ラバーシューピング		〃
				アンカーボルト		〃

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	7-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	7-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	—
第9節 標識工	7-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	—
	7-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		2 — 63
		2	大型標識工	標識柱工		〃
第10節 区画線工	7-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	—
第12節 道路付属施設工	7-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	—
	7-2-12-5	1	ケーブル配管工			2 — 63
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		〃
	7-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		〃
第13節 橋梁付属物工	7-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	7-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	—
	7-3-3-3		鋼製橋脚製作工			2 — 64
	7-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	—
	7-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第5節 軽量盛土工	7-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第6節 橋台工	7-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	—
	7-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
	7-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	7-3-6-8		橋台躯体工			2 — 64
	7-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
第7節 RC橋脚工	7-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	—
	7-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
	7-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	7-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	—
	7-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		2 — 65
				重力式	7-3-7-9橋脚躯体工	—
				半重力式	7-3-7-9橋脚躯体工	—
	2			ラーメン式		2 — 65
第8節 鋼製橋脚工	7-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	—
	7-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
	7-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	7-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	—
	7-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		2 — 65
		2	橋脚フーチング工	門型		2 — 66
	7-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		〃
		2	橋脚架設工	門型		〃
	7-3-8-11		現場継手工			〃
	7-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第9節 護岸基礎工	7-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	—
	7-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	—

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 矢板護岸工	7-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	—
	7-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
第11節 法覆護岸工	7-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	7-3-11-3		護岸付属物工		4-1-7-4護岸付属物工	—
	7-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	—
	7-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	7-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	—
	7-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	—
	7-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	—
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	—
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	—
	7-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	—
	7-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	—
	7-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	—
	7-3-11-12	羽口工		じやかご	3-2-3-27羽口工	—
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	—
				かご枠	3-2-3-27羽口工	—
				連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	—
第12節 擁壁護岸工	7-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	7-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	—
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	7-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	—
	7-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	—
	7-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	—
	7-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	—
	7-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	—
	7-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	—
	7-4-3-9		橋梁用高欄製作工			2 — 66
	7-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	—
	7-4-3-12		ノンカーノレーム製作工		3-2-12-8ノンカーノレーム製作工	—
	7-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第5節 鋼橋架設工	7-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-4-5-9		架設工（トラベラーケーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		2 — 66
		2	支承工	ゴム支承		〃

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	7-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第7節 床版工	7-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	—
第8節 橋梁付属物工	7-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-4-8-3		落橋防止装置工			2-67
	7-4-8-5		地覆工			〃
	7-4-8-6		橋梁用防護柵工			〃
	7-4-8-7		橋梁用高欄工			〃
	7-4-8-8		検査路工			〃
第9節 歩道橋本体工	7-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	7-3-8-9橋脚フーチング工	—
				T型	7-3-8-9橋脚フーチング工	—
	7-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	7-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	—
	7-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	—
	7-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	—
	7-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	—
	7-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第5節 PC橋工	7-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	—
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	—
	7-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	—
	7-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	—
	7-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	—
	7-5-5-6		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	—
	7-5-5-10		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第6節 プレビーム桁橋工	7-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		2-67
	7-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	—
	7-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	—
	7-5-6-9		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第7節 PCホロースラブ橋工	7-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	—
	7-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	—
	7-5-7-5		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 RCホロースラブ橋工	7-5-8-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	—
	7-5-8-5		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第9節 PC版桁橋工	7-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	—
第10節 PC箱桁橋工	7-5-10-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	—
	7-5-10-5		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第11節 PC片持箱桁橋工	7-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	—
	7-5-11-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	—
第12節 PC押出し箱桁橋工	7-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16 PC押出し箱桁製作工	—
	7-5-12-3		架設工(押出し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	—
第13節 橋梁付属物工	7-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-5-13-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	7-5-13-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	7-5-13-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	7-5-13-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	7-6-4-3		吹付工			2-67
	7-6-4-4		ロックボルト工			〃
第5節 覆工	7-6-5-3		覆工コンクリート工			2-68
	7-6-5-4		側壁コンクリート工		7-6-5-3覆工コンクリート工	—
	7-6-5-5		床版コンクリート工			2-68
第6節 インパート工	7-6-6-4		インパート本体工			2-68
第7節 坑内付帯工	7-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
第8節 坑門工	7-6-8-4		坑門本体工			2-68
	7-6-8-5		明り巻工			〃
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	7-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第6節 現場打構築工	7-11-6-2		現場打軸体工			2-69
	7-11-6-4		カラー継手工			〃
	7-11-6-5	1	防水工	防水		〃
		2	防水工	防水保護工		〃
		3	防水工	防水壁		〃
第7節 プレキャスト構築工	7-11-7-2		プレキャスト軸体工			〃
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	7-12-5-2		管路工	管路部		2-69
	7-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		〃
	7-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	7-11-6-2現場打軸体工	—
第6節 付帯設備工	7-12-6-2		ハンドホール工			2-69

第6節

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13章 情報ボックス工					
第3節 情報ボックス工	7-13-3-4	管路工	管路部	7-12-5-2管路工（管路部）	—
第4節 付帯設備工	7-13-4-2	ハンドホール工		7-12-6-2ハンドホール工	—
第14章 道路維持					
第4節 舗装工	7-14-4-3	路面切削工		3-2-6-15路面切削工	—
	7-14-4-4	舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	—
	7-14-4-5	切削オーバーレイ工			2-70
	7-14-4-6	オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	—
	7-14-4-7	路上再生工			2-70
	7-14-4-8	薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—
第5節 排水構造物工	7-14-5-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	7-14-5-4	管渠工		3-2-3-29側溝工	—
	7-14-5-5	集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	—
	7-14-5-6	地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
	7-14-5-7	場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	7-14-5-8	排水工		3-2-3-29側溝工	—
第6節 防護柵工	7-14-6-2	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-14-6-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	7-14-6-5	ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-14-6-6	車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	—
第7節 標識工	7-14-7-3	小型標識工		3-2-3-6小型標識工	—
	7-14-7-4	大型標識工		7-2-9-4大型標識工	—
第8節 道路付属施設工	7-14-8-4	道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	—
	7-14-8-5	ケーブル配管工		7-2-12-5ケーブル配管工	—
	7-14-8-6	照明工		7-2-12-6照明工	—
第9節 軽量盛土工	7-14-9-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第10節 擁壁工	7-14-10-3	場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	7-14-10-4	プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	—
第11節 石・ブロック積（張）工	7-14-11-3	コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	7-14-11-4	石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	—
第12節 カルバート工	7-14-12-4	場所打函渠工		7-1-9-6場所打函渠工	—
	7-14-12-5	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	—
第13節 法面工	7-14-13-2	植生工		3-2-14-2植生工	—
	7-14-13-3	法面吹付工		3-2-14-3吹付工	—
	7-14-13-4	法枠工		3-2-14-4法枠工	—
	7-14-13-6	アンカーア		3-2-14-6アンカーア	—
	7-14-13-7	かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	— —
第15節 橋梁付属物工	7-14-15-2	伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-14-15-4	地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	7-14-15-5	橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	7-14-15-6	橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	7-14-15-7	検査路工		7-4-8-8検査路工	—
第17節 現場塗装工	7-14-17-6	コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	—

第6節

章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16章 道路修繕					
第3節 工場製作工	7-16-3-4	桁補強材製作工			2-71
	7-16-3-5	落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	-
第5節 補装工	7-16-5-3	路面切削工		3-2-6-15路面切削工	-
	7-16-5-4	舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	-
	7-16-5-5	切削オーバーレイ工		7-14-4-5切削オーバーレイ工	-
	7-16-5-6	オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	-
	7-16-5-7	路上再生工		7-14-4-7路上再生工	-
	7-16-5-8	薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	-
第6節 排水構造物工	7-16-6-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	-
	7-16-6-4	管渠工		3-2-3-29側溝工	-
	7-16-6-5	集水桟・マンホール工		3-2-3-30集水桟工	-
	7-16-6-6	地下排水工		3-2-3-29暗渠工	-
	7-16-6-7	場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	-
	7-16-6-8	排水工		3-2-3-29側溝工	-
第7節 縁石工	7-16-7-3	縁石工		3-2-3-5縁石工	-
第8節 防護柵工	7-16-8-3	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	-
	7-16-8-4	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	-
	7-16-8-5	ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	-
	7-16-8-6	車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	-
第9節 標識工	7-16-9-3	小型標識工		3-2-3-6小型標識工	-
	7-16-9-4	大型標識工		7-2-9-4大型標識工	-
第10節 区画線工	7-16-10-2	区画線工		3-2-3-9区画線工	-
第12節 道路付属施設工	7-16-12-4	道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	-
	7-16-12-5	ケーブル配管工		7-2-12-5ケーブル配管工	-
	7-16-12-6	照明工		7-2-12-6照明工	-
第13節 軽量盛土工	7-16-13-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	-
第14節 擁壁工	7-16-14-3	場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	-
	7-16-14-4	プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	-
第15節 石・ブロック積(張)工	7-16-15-3	コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	-
	7-16-15-4	石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	-
第16節 カルバート工	7-16-16-4	場所打函渠工		7-1-9-6場所打函渠工	-
	7-16-16-5	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	-
第17節 法面工	7-16-17-2	植生工		3-2-14-2植生工	-
	7-16-17-3	法面吹付工		3-2-14-3吹付工	-
	7-16-17-4	法枠工		3-2-14-4法枠工	-
	7-16-17-6	アンカー工		3-2-14-6アンカー工	-
	7-16-17-7	かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	-
第18節 落石雪害防止工	7-16-18-4	落石防止網工		7-1-11-4落石防止網工	-
	7-16-18-5	落石防護柵工		7-1-11-5落石防護柵工	-
	7-16-18-6	防雪柵工		7-1-11-6防雪柵工	-
	7-16-18-7	雪崩予防柵工		7-1-11-7雪崩予防柵工	-
第20節 鋼桁工	7-16-20-3	鋼桁補強工		7-16-3-4桁補強材製作工	-
第21節 橋梁支承工	7-16-21-3	鋼橋支承工		7-4-5-10支承工	-
	7-16-21-4	P C橋支承工		7-4-5-10支承工	-

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第22節 橋梁付属物工	7-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-16-22-4		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
	7-16-22-6		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	7-16-22-7		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	7-16-22-8		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	7-16-22-9		検査路工		7-4-8-8検査路工	—
第25節 現場塗装工	7-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
	7-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	—

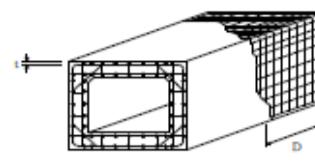
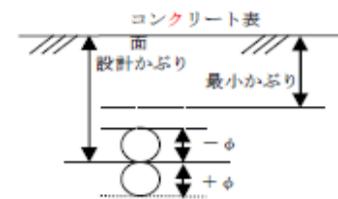
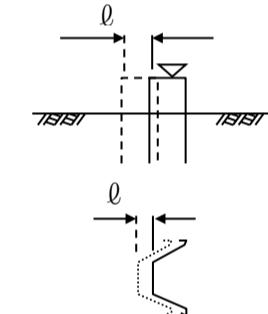
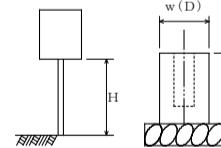
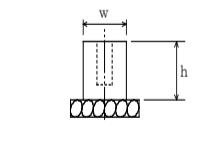
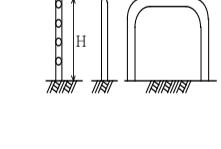
【第9編 下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 下水道工						
第3節 函渠布設工並びに築造工	9-1-3		管渠工（開削工法）			2 — 72
	9-1-3		マンホール			〃
第5節 シールド工	9-1-5		管渠工（シールド工）			〃
第6節 推進工	9-1-6		管渠工（推進工）			〃

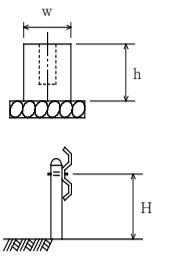
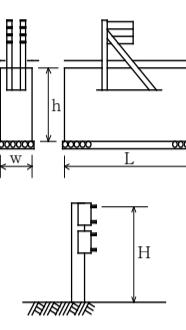
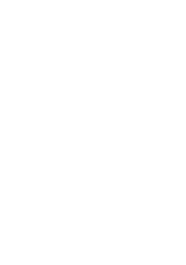
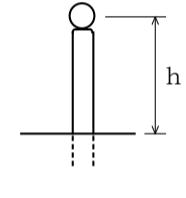
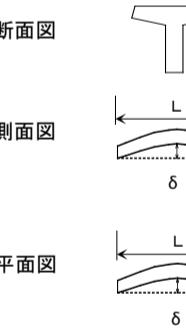
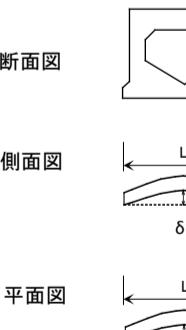
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長□	□ < 5m	-200			
							□ ≥ 5m	法長 - 4%			
										ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長□	□ < 5m	-100			
							□ ≥ 5m	法長 - 2%			
						幅 w ₁ , w ₂		-100			
										ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さt		-50			
						控え長さ		設計値以上			
										ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
										ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さt	t < 15cm	-25	幅w		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅w		-100			
										幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長□	□ < 5m	-200			
							□ ≥ 5m	法長 - 4%			
						幅w		-100			
										ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長□	□ < 5m	-100			
							□ ≥ 5m	法長 - 2%			
						幅w ₁ , w ₂		-100			
										ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	6 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n 本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径		
						かぶり t	設計かぶり ±φ かつ 最小かぶり以上			
								工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。		
								注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(P.C.橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
								※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 △	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						根入長	設計値以上			
						変位 □	100			
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
						基礎	幅 w (D)	基礎 1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h			
						基礎	根入長			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止 柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	単独基礎10基につき1基、10基以下の中のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h			
						パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。	
							高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎	
							高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
							延長 L	-100	1ヶ所/1施工箇所	
						ケーブル取付高 H	+30 -20	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧II-82 「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m ² とする。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10... L ≤ 10m ±L/1000... L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 □: 支間長(m)		
						幅(下) w ₂	± 5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 □ 支間長	□ < 15…± 10 □ ≥ 15… ± (□ - 5) かつ-30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8□			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 □	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法(mm)	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 □ 支間長	□ < 15…± 10 □ ≥ 15… ± (□ - 5) かつ-30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする □: 支間長(m)		
						横方向最大タワミ	0.8□			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ▽	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点附近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 □: 桁長(m)		
						幅 w ₁ , w ₂	- 5 ~ + 30			
						厚さ t	- 10 ~ + 20			
						桁長 □	□ < 15…± 10 □ ≥ 15… ± (□ - 5) かつ-30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ▽	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点附近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 □: 桁長(m)		
						幅(上) w ₁	- 5 ~ + 30			
						幅(下) w ₂	- 5 ~ + 30			
						内空幅 w ₃	± 5			
						高さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁長 □	□ < 15…± 10 □ ≥ 15… ± (□ - 5) かつ-30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w ₁	- 5 ~ + 30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 □: 桁長(m)		
						幅(下) w ₂	- 5 ~ + 30			
						内空幅 w ₃	± 5			
						高さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁長 □	□ < 15…± 10 □ ≥ 15… ± (□ - 5) かつ-30mm以内			

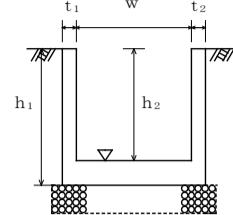
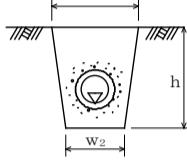
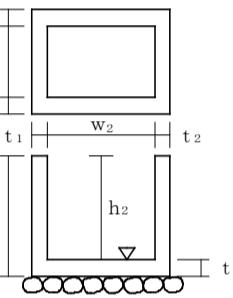
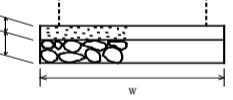
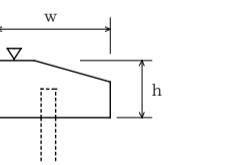
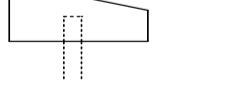
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	層積	
					厚さt	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。			
					幅w1, w2	-20				
					延長L1, L2	-200	1施工箇所毎			
					基準高▽	±t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	乱積		
					延長L1, L2	-t/2	1施工箇所毎			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		
					幅w	±300				
					延長L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					幅w	-100				
					延長L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅w	-30	1回/1施工箇所		
					高さh	-30				
					長さL	-30				
					段数	±0段				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。		
					表面の凹凸	3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
					仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 橋軸方向各点 誤差の相対差	±3 3 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0~+3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽ 法長□ 延長L	±500 -200 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長□ 厚さt 延長L	-100 -0.2t -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長□ 厚さt	□<3m -50 □≥3m -100 -50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さh 延長L ₁ , L ₂	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅w ※高さh 延長L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽ 延長L	±30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			

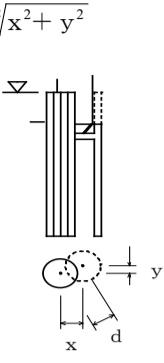
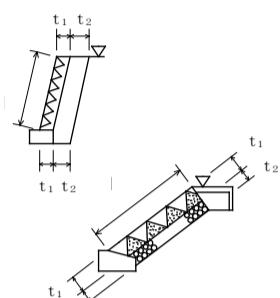
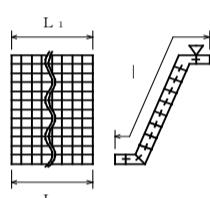
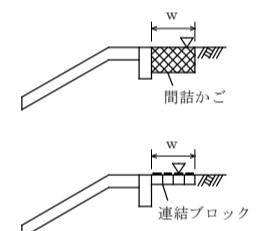
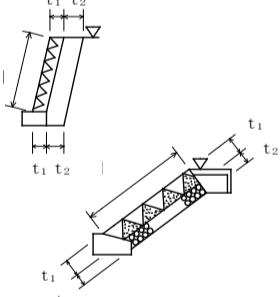
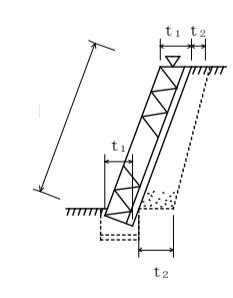
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚さ t ₁ , t ₂	-20					
						幅 w	-30					
						高さ h ₁ , h ₂	-30					
						延長 L	-200					
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。						
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						幅 w ₁ , w ₂	-50					
						深さ h	-30					
						延長 L	-200					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水井工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20					
						※幅 w ₁ , w ₂	-30					
						※高さ h ₁ , h ₂	-30					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。		塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚さ t ₁ , t ₂	-30					
						延長 L	各構造物の規格値による					
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						幅 w	-30					
						高さ h	-30					
						延長 L	-200					
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						延長 L	-200					

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根 入 長	設計値以上	傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内			
						傾 斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根 入 長	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		
						偏 心 量 d	100以内	る。		
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根 入 長	設計値以上	傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。		
						偏 心 量 d	100以内	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		
						傾 斜	1/100以内	る。		
						杭 径 D	{設計径(公称径)-30}以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深基礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根 入 長	設計値以上	傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。		
						偏 心 量 d	150以内	※ライアーレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
						傾 斜	1/50以内			
						基 础 径 D	設計径(公称径)以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根入長	設計値以上				
						偏心量d	300以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長□	□ < 3m				
							□ ≥ 3m				
						厚さ(ブロック積張)t1	-50				
						厚さ(裏込)t2	-50				
						延長L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長□	-100				
						延長L1, L2	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅w	-100				
						延長L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長□	□ < 3m				
							□ ≥ 3m				
						厚さ(ブロック)t1	-50				
						厚さ(裏込)t2	-50				
						延長L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長□	□ < 3m				
							□ ≥ 3m				
						厚さ(石積・張)t1	-50				
						厚さ(裏込)t2	-50				
						延長L	-200				

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 節 所	摘 要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6 4	橋面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20～+50				標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7 1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
					厚さ	-45	-45	-15	-15					
					幅	-50	-50	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7 2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
					幅	-50	-50	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7 3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
					幅	-50	-50	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7 4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
					幅	-50	-50	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7 5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
					幅	-25	-25	—	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7 6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
					幅	-25	-25	—	—					
					平坦性	—	3m ² アライメント(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6						コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 節 所	摘要	単位 : mm						
					個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)											
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。								
					厚 さ	-45	-45	-15	-15									
					幅	-50	-50	—	—									
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-25	-30	-8	-10								
						幅	-50	-50	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-25	-30	-8	-10								
						幅	-50	-50	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-15	-20	-8	-7								
						幅	-50	-50	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-15	-20	-5	-7								
						幅	-50	-50	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-9	-12	-3	-4								
						幅	-25	-25	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-7	-9	-2	-3								
						幅	-25	-25	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-7	-9	-2	-3								
						幅	-25	-25	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-7	-9	-2	-3								
						幅	-25	-25	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-7	-9	-2	-3								
						幅	-25	-25	—	—								
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工															
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工			厚 さ	-7	-9	-2	-3								

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 節 所	摘要				
					個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)								
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4 排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
					幅	-50	-50	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5 排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
					幅	-25	-25	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6 排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
					幅	-25	-25	—	—						
					平坦性	3 m ² ロフィルメーター ^{（σ）2.4mm以下直読式（足付き）^{（σ）1.75mm以下}}		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1 透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						
					厚さ	$t < 15\text{cm}$	-30	-10							
					幅	$t \geq 15\text{cm}$	-45	-15							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2 透水性舗装工 (表層工)		-100		—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						
								※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1 グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
					幅	-50	-50	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2 グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
					幅	-25	-25	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3 グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
					幅	-25	-25	—	—						
					平坦性	$3\text{ m}^2\text{ ロフィルメーター}\text{ (σ) }2.4\text{mm以下直読式 (足付き)}\text{ (σ) }1.75\text{mm以下}$									

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘 要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1 コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
					厚 さ	-45	—	-15						
					幅	-50	—	—						
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2 コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
3 土 木 工 事 共 通 編	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3 コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4 コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
3 土 木 工 事 共 通 編	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5 コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	—	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
3 土 木 工 事 共 通 編	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	厚 さ	-40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
3 土 木 工 事 共 通 編	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			

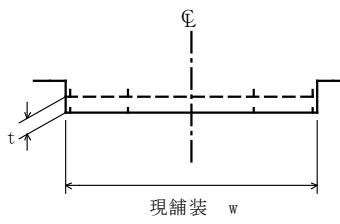
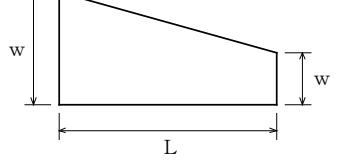
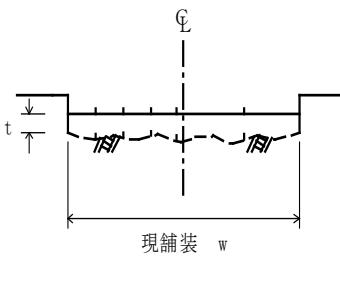
編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘 要			
					個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)							
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>				
					幅	-50		-						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>				
					幅	-25		-						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚さ	-15		-4.5	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>				
					幅	-35		-						
					平坦性	-								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1 薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	目地段差	± 2			<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>				
					幅	-50		-						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安 定処理工	厚さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>				
					幅	-50		-						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4 薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>				
					幅	-50		-						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5 薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>				
					幅	-25		-						

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 節 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
							厚さ	-45	-15	—						
							幅	-50	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
							幅	-50	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
							幅	-50	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	コア採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
							幅	-50	—	—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。					
							幅	-25	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					幅 w	-25	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					路盤工	延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
					舗設工	幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					幅 w	-25					
					延長 L	-100					
					平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ) 2.4mm以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				

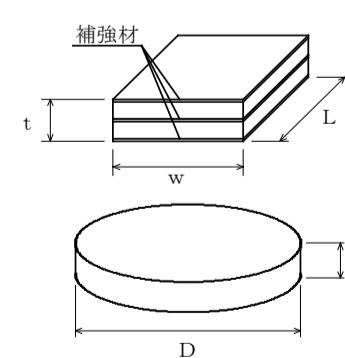
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置換厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						法長□	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さt	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数		
						杭径D	設計値以上			
						打込長さh	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	8			位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 全本数		
						杭径D	設計値以上			
						打込長さh	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射搅拌工) (高圧噴射搅拌工) (スラリー搅拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編固結工(スラリー搅拌工)編による管理の場合(生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 全本数		
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上			
※余長は、適用除外										

単位:mm

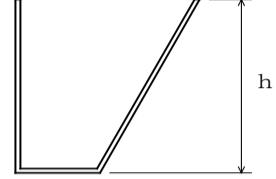
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理工)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカーアンカー工)	削孔深さ□	設計深さ以上	全数		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長□	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L ₁ L ₂	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						天端幅 w	-100			
						法長□	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連壁の長さ□	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		D・杭径 L
						連壁の長さ□	-50			
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費(金属支承工)	上 下 部 鋼 構 造 物 と の 接 合 用 ボ ル ト 孔	孔の直径差 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ $\leq 1000\text{mm}$ 1以下 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ $> 1000\text{mm}$ 1.5以下	+2 -0 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているかを測定。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照	製品全数を測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D ≤ 500 $500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$ $1500 < w, L, D$	0 ~ +5 0 ~ +1 % 0 ~ +15	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	

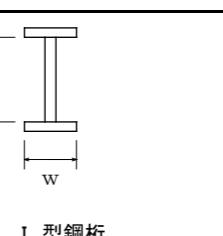
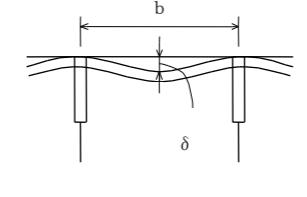
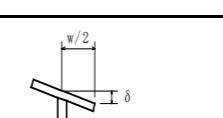
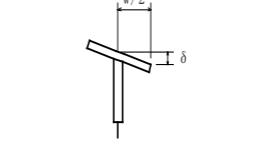
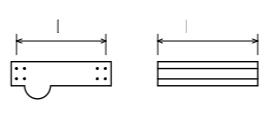
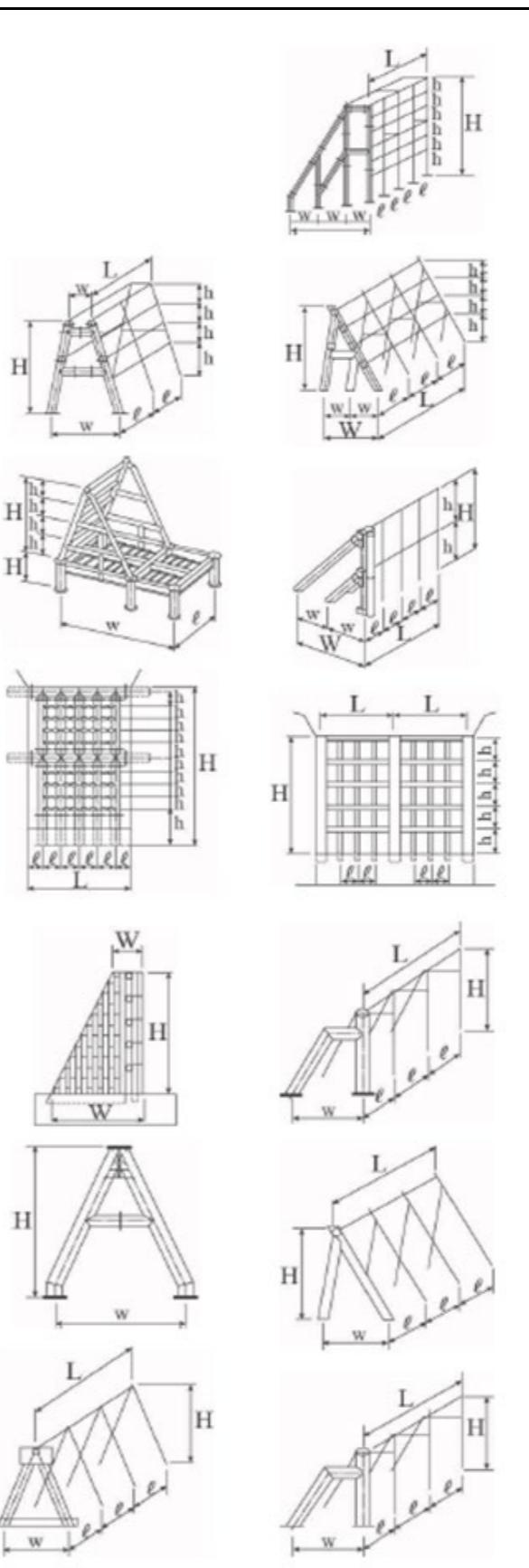
出来形管理基準及び規格値

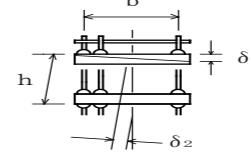
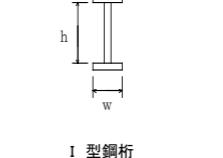
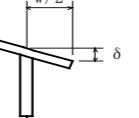
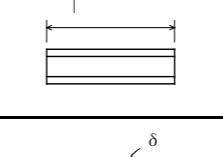
単位: mm

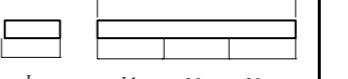
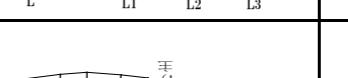
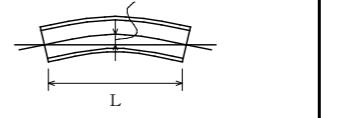
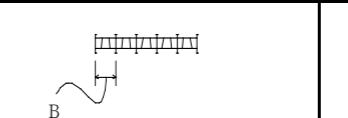
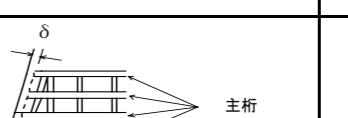
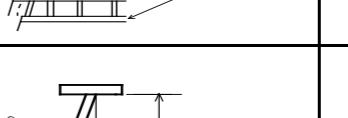
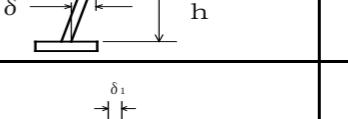
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長□ (m)	± 3… □≤10 ± 4… □ >10	図面の寸法表示箇所で測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	± 2… h≤0.5 ± 3… 0.5 < h ≤ 1.0 ± 4… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位:mm

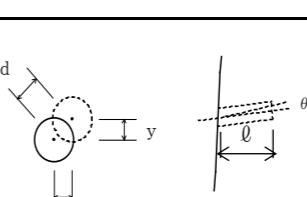
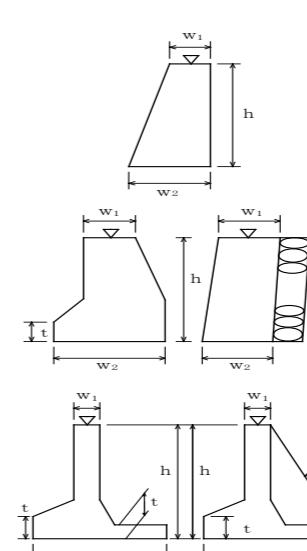
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3 1 (シミュレーション仮組立検査を行う場合)								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	3 1 (シミュレーション仮組立検査を行う場合)								
※規格値のw, □代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, w, □代入する数値はmm単位の数値とする。											
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	3 1 (シミュレーション仮組立検査を行う場合)								
※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。											

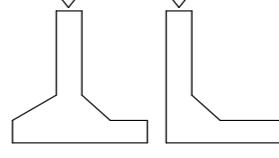
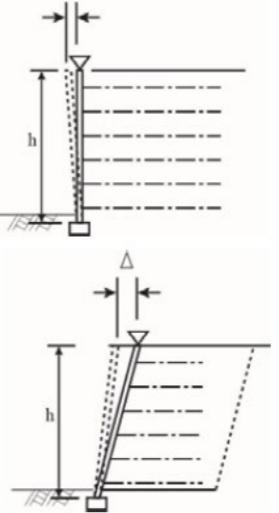
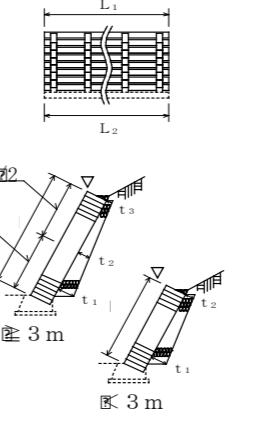
測定箇所											摘要
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots \dots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁		
						板の平面度 δ (mm)	$h/250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
						箱桁等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	$b/150$				
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
						部材長 □ (m)	鋼桁	$\pm 3 \dots \square \leq 10$ $\pm 4 \dots \square > 10$	主要部材全数を測定。		
						※規格値のw, に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。			
						堤長 L	± 30				
						堤長 □	± 10				
						堤幅 W	± 30				
						堤幅 w	± 10				
						高さ H	± 10				
						ベースプレートの高さ	± 10				
						本体の傾き	$\pm H/500$				

単位:mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材 部材長□ (m)	± 3 … □ ≤ 10 ± 4 … □ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材 部材長□ (m)	± 3 … □ ≤ 10 ± 4 … □ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材 部材長□ (m)	± 3 … □ ≤ 10 ± 4 … □ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	上面水平度 δ 1 (mm) 鉛直度 δ 2 (mm) 高さ h (mm)	b / 500 h / 500 ± 5	軸心上全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) フランジの直角度 δ (mm) 部材長□ (m)	± 2 w ≤ 0.5 ± 3 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) ... 2.0 < w w / 200 ± 3 ... □ ≤ 10 ± 4 ... □ > 10	各支点及び各支間中央付近を測定。 各支点及び各支間中央付近を測定。 原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。	  	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長□ (m)	± 3 ... □ ≤ 10 ± 4 ... □ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッヂペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

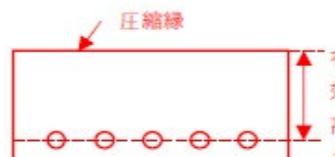
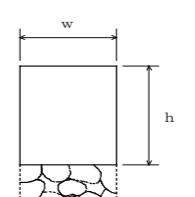
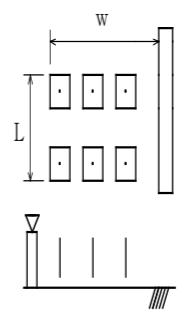
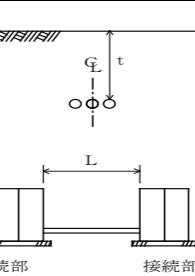
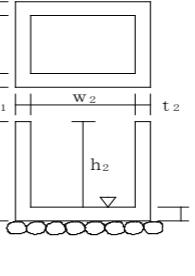
出来形管理基準及び規格値												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラーケーレン架設)	全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  多径間の場合 			
						通りδ(mm)	±(10+2L/5)	L:主桁・主構の支間長(m)				
						そりδ(mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)				
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。				
						※主桁の橋端における出入差δ(mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。				
						※主桁、主構の鉛直度δ(mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。h:主桁・主構の高さ(mm)				
						※現場縫手部のすき間δ1, δ2(mm)	±5	主桁、主構の全縫手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)				
								※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。				
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。				
						そり	—	主桁を全数測定。				
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長□	□<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
						□≥5m	法長の-4%					
						盛土法長□	□<5m	-100				
						□≥5m	法長の-2%					
						延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長□	□<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
						□≥5m	法長の-4%					
						t<5cm	-10	施工面積200m ² につき1ヶ所、面積200m ² 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。				
						t≥5cm	-20					
						延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

単位:mm

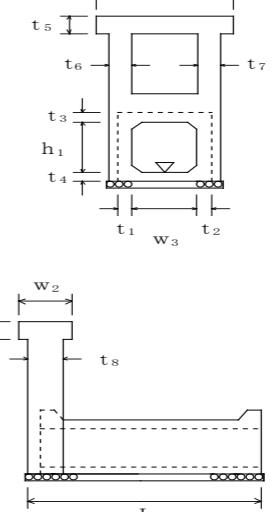
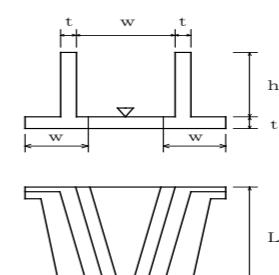
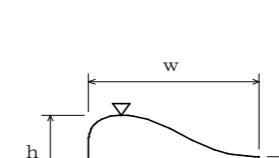
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 \square	$\square < 3\text{ m}$ $\square \geq 3\text{ m}$	-50 -100	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$ $t \geq 5\text{ cm}$	-10 -20	200m ² につき1ヶ所以上、200m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 \square	$\square < 10\text{ m}$ $\square \geq 10\text{ m}$	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による
							幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							高さ h	-30			
							柱中心間隔 a	±100			
							延長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 \square	$\square < 10\text{ m}$ $\square \geq 10\text{ m}$	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長 L	-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカーワーク		削孔深さ \square	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さ t	-20	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						裏込厚さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3\text{ m}$ $h \geq 3\text{ m}$	-50 -100			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			

出来形管理基準及び規格値											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						延長L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						高さh h < 3m	-50				
						h ≥ 3m	-100				
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内				
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
						延長L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長□ □ < 3m	-50				
						□ ≥ 3m	-100				
						厚さt ₁ , t ₂ , t ₃	-50				
						延長L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽ 電気船 デイリーゼル船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
						500ps	-1000～+200				
						1000ps	-1200～+200				
						250ps	-800～+200				
						420ps 600ps	-1000～+200				
						1350ps	-1200～+200				
						幅	-200				
						延長	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
						幅	-200				
						延長	-200				

単位:mm

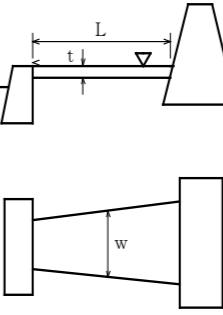
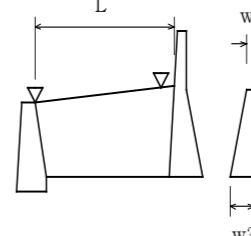
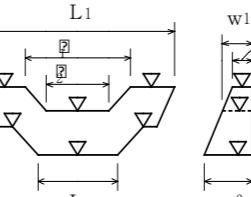
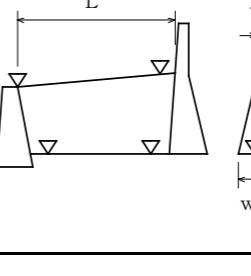
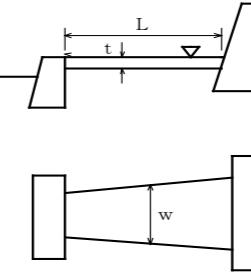
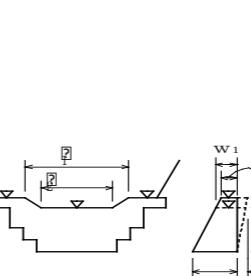
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点附近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10m ² に1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20			
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延 長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工縫手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ t1~t8	-20			
						幅 w1, w2	-30			
						内空幅 w3	-30			
						内空高 h1	±30			
						延長 L	-200			
4 河川編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P.C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200			
4 河川編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工縫手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m L ≥ 20m			

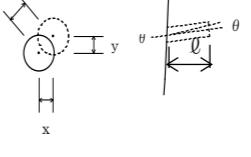
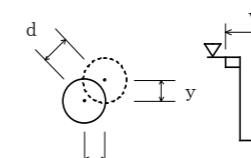
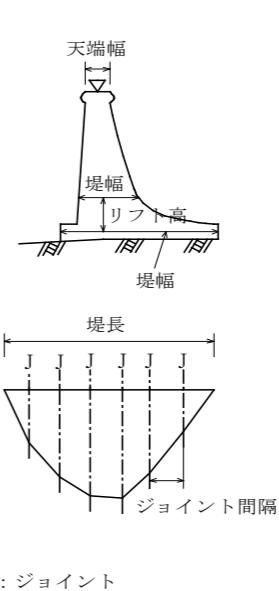
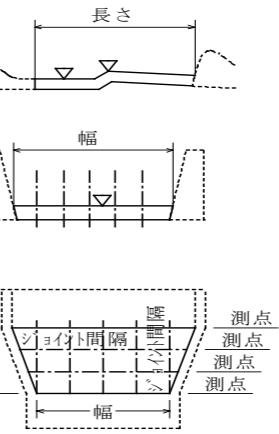
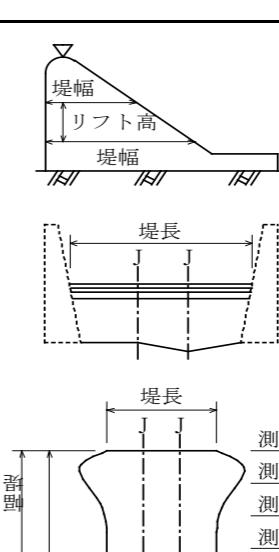
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
4 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 \square_1	-50			
						敷長 \square_2	-50			
						胸壁間距離 \square	±30			
						支点長及び 中心線の変化	±50			
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	7 床止め・ 床固め	4 床止め工	6		本体工 (床止め本体工)	基 準 高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通り幅 \square_1, \square_2	±50			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
4 河川 編	7 床止め ・ 床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
						厚さt	-30				
						幅w	-100				
						延長L	-100				
4 河川 編	7 床止め ・ 床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。			
						天端幅w1	-30				
						堤幅w2	-30				
						長さL	-100				
5 砂防 編	1 砂防 堰堤	3 工場 製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長□(m)	図面の寸法表示箇所で測定。 $\pm 3 \cdots \square \leq 10$ $\pm 4 \cdots \square > 10$			
5 砂防 編	1 砂防 堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						天端部w1, w3 堤幅w2	-30				
						水通し幅□1, □2	±50				
						堤長L1, L2	-100				
5 砂防 編	1 砂防 堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅w1, w2	-30				
						長さL	-100				
5 砂防 編	1 砂防 堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅w	-100				
						厚さt	-30				
						延長L	-100				
5 砂防 編	1 砂防 堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さ□1, □2	±100				
						幅w1, w3	±50				
						下流側倒れ△	±0.02H1				
						袖部	袖高▽	±50			
						幅w2	±50				
						下流側倒れ△	±0.02H2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		
						堤長□	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			
5 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さL	±100			
						幅w1, w2	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H			
						高さh h < 3 m	-50			
							-100			
5 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅w	-30			
						高さh1, h2	-30			
						厚さt1, t2	-20			
						延長L	-200			
5 砂防編	3 斜面対策	6 山腹明暗渠工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さt1, t2	-20			
						幅w	-30			
						幅w1, w2	-50			
						高さh1, h2	-30			
						深さh3	-30			
						延長L	-200			

単位:mm

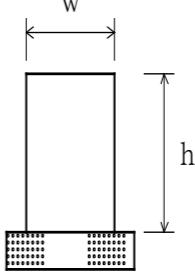
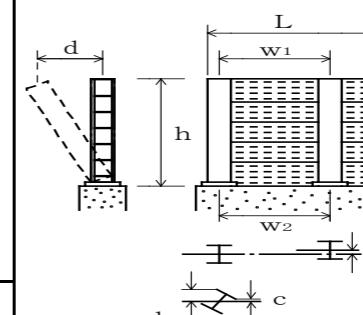
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
5 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	-100			
						巻立 幅 w	-50			
						巻立 厚さ t	-30			
5 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。		
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内			
6 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工 (本体)			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上流面型枠と水平打継目との接觸部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横縫目）は、5リフトごとに上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	 <p>J : ジョイント</p>	
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
6 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工 (水叩)			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			
6 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工 (副ダム)			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上流面型枠と水平打継目との接觸部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 <p>J : ジョイント</p>	
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6ダム編	1コンクリートダム	4ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接觸部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			
6ダム編	2フィルダム	4盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		
						外側境界線	-0, +500			
6ダム編	2フィルダム	4盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
6ダム編	2フィルダム	4盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	-0, +2000			
6ダム編	2フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚さt	±20			
						幅w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さL	±100			
6ダム編	3基礎グラウチング	3ボーリング工			ボーリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配置誤差	100			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長□(m)	±3…□≤10 ±4…□>10	図面の寸法表示箇所で測定。		
7 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t ₁ ~t ₄	-20			
						幅(内法) w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	L<20m			
							L≥20m			
7 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	<p>1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
						延長 L	-200			
7 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
						延長 L	-200			
7 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
						延長 L	-200			
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30			
							-30			
7 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
						延長 L	-200			
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30			
							-30			
						アンカーレング	打込み口	全数		
							埋込み口			

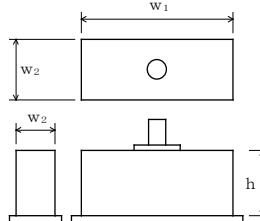
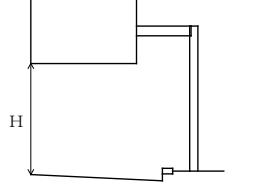
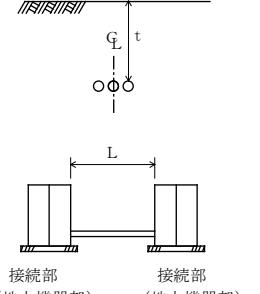
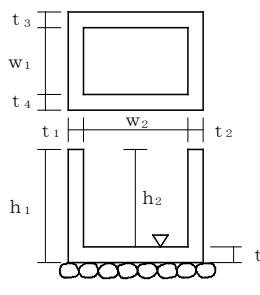
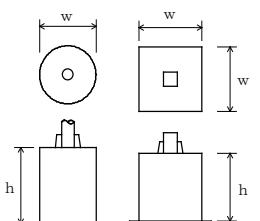
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
7 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
							ずれ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20				
						延長 L	-200	1施工箇所毎			

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							中規模以上	小規模以下						
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工		基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
							t < 15cm	-30	-10					
							t ≥ 15cm	-45	-15					
							幅	-100	—					
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工		厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
							幅	-25	—					

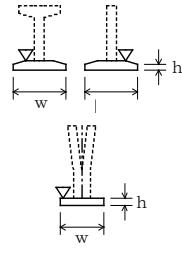
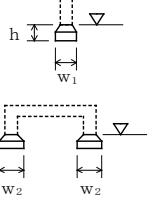
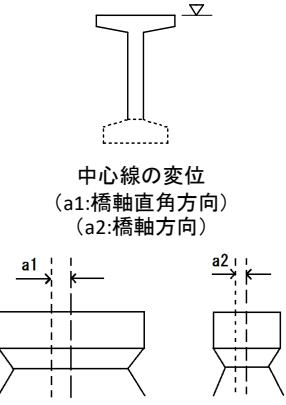
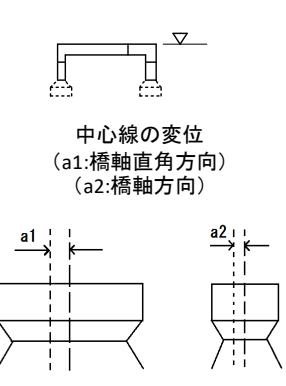
単位:mm

編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシューア)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ 一 長	±20	全数		
7 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
7 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		
						高 さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部材 ペ ース プ レ ート	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	
							孔の位置	± 2	全数を測定。	
							孔の径 d	0 ~ 5	全数を測定。	
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \cdots$ $20m < L$	両端部及び片持ぱり部を測定。	
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L / 1,000	各主構の各格点を測定。	
							柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ぱり部を測定。 H : 高さ (m)	
						橋台軸体工 橋台工	基準高 ▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領案」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
							厚さ t	-20		
							天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10		
							天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10		
							敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50		
							高さ h ₁	-50		
							胸壁の高さ h ₂	-30		
							天端長 □ ₁	-50		
							敷長 □ ₂	-50		
							胸壁間距離 □	± 30		
						支承部 箱抜き アンカーボルト 規格値 の	支間長及び 中心線の変位	± 50		
							計画高	+10 ~ -20		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト孔の 鉛直度	1 / 50 以下		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 w ₂ (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 □ ₁	-50				
						敷 長 □ ₂	-50				
						橋脚中心間距離 □	±30				
						支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50				
						支 承 部 箱 抜 き 規 格 値 ア ン カ ボ ル ツ の	計画高	+10~-20			
						平 面 位 置	±20				
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚軸体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>
厚 さ t	-20										
天 端 幅 w ₁	-20										
敷 幅 w ₂	-20										
高 さ h	-50										
長 さ □	-20										
橋脚中心間距離 □	±30										
支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50										
支 承 部 箱 抜 き 規 格 値 ア ン カ ボ ル ツ の	計画高	+10~-20									
平 面 位 置	±20										
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下										

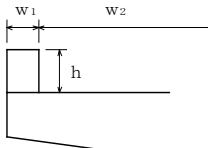
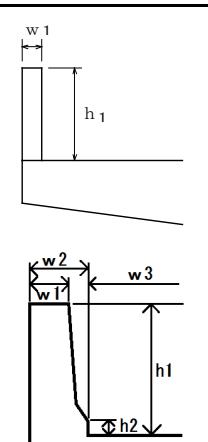
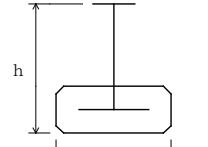
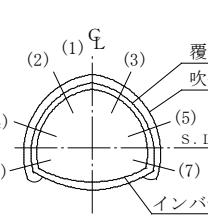
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ □	-50			
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						高 さ h	-50			
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 □	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 □	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			

単位:mm

編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長□ (m)	±3 □ ≤10 ±4 □ >10	図面の寸法表示箇所で測定。		
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		
					可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上		支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋 ±5 ±(4+ 0.5× (B-2))				
					水平度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/100			
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5			
					可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上				
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		
					可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上		上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの接 触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋 ±5 ±(4+ 0.5× (B-2))				
					水平度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/300			
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5			
					可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋梁付 属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)		
7 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋梁付 属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w_2	0~+30			
7 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋梁付 属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の幅 w_2	-10~+20			
						高さ h_1	-20~+30			
						高さ h_2	-10~+20			
						有効幅員 w_3	0~+30			
7 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋梁付 属物工	8		検査路工	幅	± 3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	± 4			
7 道路 編	5 コンクリート橋 上部	6 プレビーム 桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 □:スパン長		
						高さ h	10 -5			
						桁長 □ スパン長	$\square < 15 \dots \pm 10$ $\square \geq 15 \dots \pm (\square - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8□			
7 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
7 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

単位:mm

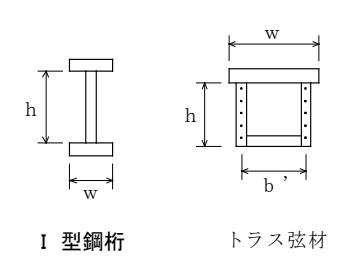
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高▽(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (iii) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合は、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。						
					幅 w(全幅)	-50								
					高さ h(内法)	-50								
					厚さ t	設計値以上								
					延長 L	—								
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5	床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。						
					厚さ t	-30								
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4	インパート本体工	幅 w(全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ii) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。							
					厚さ t	設計値以上								
					延長 L	—								
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	4	坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。							
					幅 w ₁ , w ₂	-30								
					高さ h	h < 3 m								
						h ≥ 3 m								
					延長 L	-200								
7 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	5	明り巻工	基準高▽(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①~⑩において、厚さの測定を行う。							
					幅 w(全幅)	-50								
					高さ h(内法)	-50								
					厚さ t	-20								
					延長 L	—								

編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工縫手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
7 道路 編	11 共同 溝	3 共 通 的 工 種	4		カラー縫手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
7 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工縫手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
7 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工縫手箇所の「四隅」で測定。		
7 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
7 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キ ヤ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延 長 L	-200			
7 道路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延 長 L	-200			
7 道路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
7 道路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帶 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高 さ h ₁ , h ₂	-30			

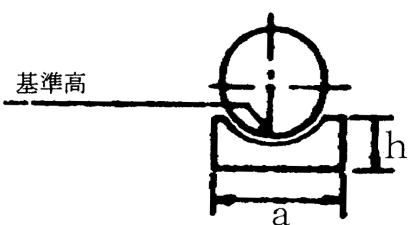
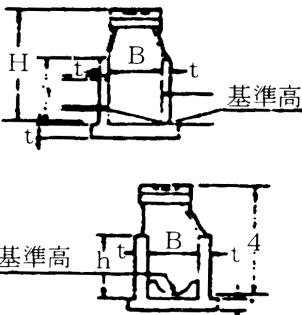
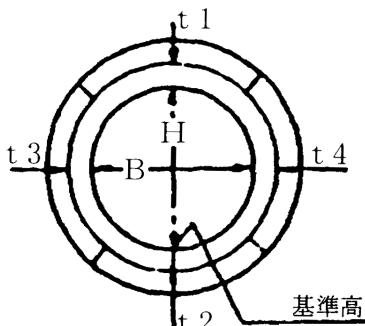
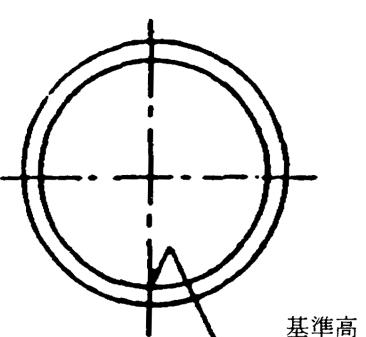
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値(X)	測定値(X̄)						
7 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	切削オーバーレイ工		厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9							
						幅 w	-25							
						延長 L	-100							
						平 坦 性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
7 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7	路上再生工		路盤工	厚さ t	-30			幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。			
							幅 w	-50						
							延長 L	-100						

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
7 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	<p>フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)</p> <p>フランジの直角度 δ (mm)</p> <p>圧縮材の曲がり δ (mm)</p>	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 下水道編	1 下水道工	3 管渠布設工並びに築造工			管渠工 (開削工法)	基 準 高	±30
						幅 a	-20
						高 さ h	-20
						延 長	-0.2%
						蛇 行	内径の5%
9 下水道編	1 下水道工	3 管渠布設工並びに築造工			マンホール	基 準 高	接続管渠の規格値による
						厚 さ t	±20
						内 の り B	±20
						高 さ H	±50
9 下水道編	1 下水道工	5 シールド工			管渠工 (シールド工)	基 準 高	±30
						幅 B	+20 -10
						高 さ H	+20 -10
						厚 さ t	-50
						延 長	-0.1%
						蛇 行	内径の5%
9 下水道編	1 下水道工	6 推進工			管渠工 (推進工)	基 準 高	内径の±10% ただし 内径>1,000 は ±100 内径<500 は±50
						延 長	-100
						蛇 行	内径の5%

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 20mにつき 1箇所及びスパンの両端部を測定する。ただし、マンホール間が 20m以下の場合はスパンの中央部及び両端部を測定する。</p> <p>延長は、マンホール間で測定する。蛇行は左右合計値とし延長 20mにつき、1箇所の割合で測定する。</p>		逆勾配 は不可
マンホール毎に図面表示箇所を測定する。		
<p>施工延長 20mにつき 1箇所及びスパンの両端部を測定する。ただし、マンホール間が 20m以下の場合はスパンの中央部及び両端部を測定する。</p>		逆勾配 は不可
<p>施工延長 20mにつき 1箇所及びスパンの両端部を測定する。ただし、マンホール間が 20m以下の場合はスパンの中央部及び両端部を測定する。<小口径管（径 700mm 以下）はマンホール間の両端部で測定し、中央部は目視による観察とする。 ></p>		逆勾配 は不可

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（軽圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	材料 必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による			○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
		(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び碎砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 碎砂（粘土、シルト等を含まない場合）7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308付属書JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
		製造（プラント） その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、桶門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、桶門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超える±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込みまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよ。」	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	重要構造物を対象とする。 重要構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、桶門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて3m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行なうが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
		その他	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・標準養生 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回（午前・午後）以上、その他のコンクリートは打設日1日につき1回以上行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1～3回程度とする。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（ø7-3個、ø28-3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ø3）を追加で採取する。 ・現場養生 標準養生以外に、鉄筋構造物は、150m ³ ごとに1回以上行う（100m ³ 未満は不要）。 重力式構造物等は500m ³ ごとに1回以上行う（500m ³ 未満は不要）。 その他、必要と認めた場合は監督員の指示による。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（ø7-3本、ø28-3本）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ø3）を採取する。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、桶門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行なう。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
施工後試験	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行なう。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・桶門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物軸体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができます。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
	その他	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・橋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
2 ガス圧接	施工前試験	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		
		外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤⑥は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧雪部を切り取って再圧接する。		
		超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大ささは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となつた箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。		
	施工後試験	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○	
		外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超える場合：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超える場合：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			
3 既製杭工	材料	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超える場合：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超える場合：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接2ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)			
	施工	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接2ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm／1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		
		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従つて作成した約5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。				
		鋼管杭・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従つて作成した約5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
施工 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A1214） 砂置換法は、最大粒径が55mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による		・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たいた場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288			・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	平板載荷試験	JIS A 1215			1,000m ² につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102			・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。		
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。		
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
		鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上		<ul style="list-style-type: none"> ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下		<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
		鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし		<ul style="list-style-type: none"> ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
		鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.0%以下		<ul style="list-style-type: none"> ・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
		鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料 必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	施工 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が55mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
		粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい : ±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい : ±6%以内				
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下	観察により異常が認められたとき。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
7 セメント安定処理路盤	材料 必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
		骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI : 9以下 上層路盤 塑性指数PI : 9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回／日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
		粒度 (75 μmフルイ)	JIS A 1102	75 μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。			
	その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² ／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			
	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回／日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる 規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続す る場合で、以下のいずれかに該当するものをい う。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以 上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上 のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用す る。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる 規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続す る場合で、以下のいずれかに該当するものをい う。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以 上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上 のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる 規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続す る場合で、以下のいずれかに該当するものをい う。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以 上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上 のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		○	
			軟化点試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	
			伸度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		○	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		○	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1		○	
			密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		○	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	「舗装施工便覧」参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		○	
			60°C粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224			○	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	ブランクト	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(ブランクト出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110°C以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
			外観検査 (混合物)	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
9 転圧コンクリート	材料(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシスティンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法				
			ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法				
			含水比試験	JIS A 1203				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106				
	その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		含水比は、品質管理試験としてコンシスティンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下			
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			
			骨材中の粘土量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5306付属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308付属書JC		塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認				
9 軸圧コンクリート <small>用する場合(～JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使</small>	<small>その他の 用する場合(～JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使)</small>	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上。	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○				
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2		コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○				
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111		設計図書による	2回／日以上	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○				
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		設計図書による	1回／日以上		○				
		施工 必須	コンシステンシーベク試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。						
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いざれか1方法	目標値の±1.5%	ただし運搬車ごとに目視観察を行う。						
			コングリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日(午前・午後)で、3本1組／回(材令28日)。						
10 グースアスファルト舗装	材料 必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前							
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下								
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下								
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下								
		フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧3.3.17による。								
		フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下								
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前							
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下								
		針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)								
		軟化点試験	JIS K 2207	58～68°C								
	ブランケット	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25°C)								
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%								
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240°C以上								
		蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下								
		密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³								
	必須	貫入試験40°C	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量(40°C)目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。			○				
		リュエル流動性試験240°C	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒(目標値)								
	ブランケット	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上								
		曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ(-10°C、50mm/min) 8.0×10-3以上								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 グースアスファルト舗装	ブランクト	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる 規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続す る場合で、以下のいずれかに該当するものとい う。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以 上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上 のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			○
		○	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220°C以下 石粉: 常温~150°C	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時		
	11 路床安定処理工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。			
		施工	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。		盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点		
			または、「T.S.G.N.S.S.を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工量面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。		・セメントコンクリートの路床に適用する。
	12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
		施工	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284(ハンガーマンピーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		当初及び土質の変化したとき。		配合を定めるための試験である。
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
		その他	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			または、「T.S.G.N.S.S.を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			含水比試験	JIS A 1203		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16(ハンガーマンピーム)				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 固結工	材料 必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。ボーリング等により供試体を採取する。		
		ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
	施工 必須	改良体全体の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		
		土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度をえている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		
		モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日			
	施工 必須	モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10~18秒 プロート(グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
		適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカーデザイン・施工基準、同解説	設計アンカーフラートに対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
		確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカーデザイン・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーフラートを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。			
		その他の確認試験	グラウンドアンカーデザイン・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
14 アンカーアンカーワーク	施工 必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
		外観検査(ストップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			
		コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。					○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			
		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」		次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路堤とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準として、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行ふものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
	施工 必須	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路堤とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがることはないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」		「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による			○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。			○
16 吹付工	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(ソルト用再生骨材H)		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 碎砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。			○
	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工 材料 使用する場合 JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを除く	練混ぜ水の水質試験 上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JIS A 5308付属書JC 回収水の場合 : JIS A 5308付属書JC	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上			○
			JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JIS A 5308付属書JC 回収水の場合 : JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量 : 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/L以下 塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JIS A 5308付属書JC 回収水の場合 : JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上			
	計量設備の計量精度 その他 JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上。	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行なう。 ・急結剤は適用外	○	
		連続ミキサの場合 : 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシスタンシー(スランプ)の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差士2.5cm	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。	○	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠にて使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。	○	
17 現場吹付法枠工 材料 JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	設計図書による。	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。	○	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行なう。			
	骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材の微粒分量試験 砂の有機不純物試験 モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による			○	
		JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。			○	
		JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)			○	
		JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	
		JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認			
17 現場吹付法枠工	材料 その他 (JISマーク表示されたディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土量 の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○	○	○			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。						
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	○	○	○			
		ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上						
	必須 製造 その他 (JISマーク表示されたディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附録書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	○			
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。					
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上			○			
		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○			
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		○			
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○			
	施工その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）					
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-I F561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。					
	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする。）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。					
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。					
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照					
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照					
18 河川土工	材料 必須 その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。						
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。						
		土粒子の密度試験	JIS A 1202								
		土の含水比試験	JIS A 1203								
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205								
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216								
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説〔第一回改訂版〕			必要に応じて。					
		土の圧密試験	JIS A 1217								
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説〔第一回改訂版〕								
		土の透水試験	JIS A 1218								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
18 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 補装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土 (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土 (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	補装調査・試験法便覧 [1]-275		トライフィカビリティが悪いとき。		
19 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 補装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩碎の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩碎の場合は除く)		
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説〔第一回改訂版〕				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説〔第一回改訂版〕				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 突砂法 (補装調査・試験法便覧 [4]-256)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトライフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トライフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトライフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
20 道路土工	施工 必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合は、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベントルマンピーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			
	施工 必須	岩石の見掛け比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm ³ ～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5g/cm ³ ～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○	
		岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	
		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980,66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石：980,66N/cm ² 未満	○	
		岩石の形状	JIS A 5006		うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。 5,000m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○	
21 捨石工	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による				
骨材の密度及び吸水率試験		JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。		工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
骨材のふるい分け試験		JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	
セメントの物理試験		JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回／月以上		○	
ポルトランドセメントの化学分析		JIS R 5202					○	
砂の有機不純物試験		JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
モルタルの圧縮強度による砂の試験		JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
骨材の微粒分量試験		JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材：7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・碎砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。		工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○	
骨材中の粘土塊量の試験		JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下				○	
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
粗骨材のすりへり試験		JIS A 1121	40%以下		工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	
練混ぜ水の水質試験		上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	
回収水の場合： JIS A 5308付属書JC			塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22. コンクリートダム	施工	必須	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（ランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。		○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 ランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下		<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超える場合、生コンの原因を調査し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回／日(午前1回、午後1回)以上、構造物の重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 以上の場合は1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 覆工コンクリート(NATM) （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	材料 その他の試験	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による			○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(シグレート用再生骨材)		○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。			○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」によ		○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。			○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回／月以上			○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。		○
	合製は除く（プラント）その他	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○
		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。			○
		連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。			○
	JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ を超える場合の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込みまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士15kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
		コンクリートの圧縮強度試験		JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストビーストは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
		その他 の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
		施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された筋筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
24 吹付けコンクリート(NATM)	材料 その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	設計図書による。	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110		絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308			粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105		標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1142	圧縮強度による砂の試験	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認			
24 吹付けコンクリート(NATM)	材料	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	○			
	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場)	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	○			
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	○			
		連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下			○	○			
	細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	○	○			
		JIS A 1125		1回/日以上。							
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	○			
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)							
		吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日 (2×3-6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを取りキャッピングを行う。1回に6本(Φ7-3本、Φ28-3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。					
	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。					
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。					
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						
25 ロックボルト(NATM)	材料	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	○			
	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回						
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要な都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回						
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。						
26 路上再生路盤工	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの					
		土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時						
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。							
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 9以下							
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が55mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135				
			含水比試験	JIS A 1203				
27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	同左	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の軟化点	舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
			既設表層混合物のふるい分け試験	「アスファルト舗装」に準じる。				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。				
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上。 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
	その他		粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい : ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい : ±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量 : ±0.9%以内			
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉碎、製鋼スラグ (SS) 表乾比重 : 2.45以上 吸水率 : 3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量 : 0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片 : 10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分	JIS A 5008	1%以下			○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉碎、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0°C以上			○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15°C)			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260°C以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			○
その他			水浸ボイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ボイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
			温度測定 (初転压前)	温度計による。	随時		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
舗設現場			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224				
			外観検査 (混合物)	目視				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認			
29 ブラン ト再生舗装工	材料 必 須	再生骨材 アスファルト抽出 後の骨材粒度	舗装調査・試験法便 覧 [2]-16			再生骨材使用量500 tごとに1回。		○			
		再生骨材 旧アスファルト含 有量	舗装調査・試験法便 覧 [4]-318		3.8%以上			○			
		再生骨材 旧アスファルト針 入度	マーシャル安定度試 験による再生骨材の 旧アスファルト性状 判定方法	20(1/10mm)以上 (25°C)		再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○			
		再生骨材 洗い試験で失わ れる量	舗装再生便覧	5%以下		再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルト コンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいに とどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどま るものを気乾もしくは60°C以下の炉乾燥し、その 質量の差からとめる。	○			
	ブ ラ ン ト	再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格		2回以上及び材料の変化		○			
		粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法便 覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5に よる。		抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 异常が認められるとき。 印字記録の場合: 全数		○			
		粒度 (75 μmフル イ)		75 μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75 μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5に よる。							
		再生アスファルト 量	舗装調査・試験法便 覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以 内							
その他	水浸ホイルト ラッキング試験 ホイルトラッキ ング試験 ラベリング試験	水浸ホイルト ラッキング試験	舗装調査・試験法便 覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認		○			
		ホイルトラッキ ング試験	舗装調査・試験法便 覧 [3]-44			耐流动性的確認		○			
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便 覧 [3]-18			耐磨耗性的確認		○			
	舗 設 現 場	外観検査 (混合 物)	目視			随時					
30 工場製 作工 (鋼橋用鋼 材)	材料 必 須	温度測定 (初転圧 前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		○			
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便 覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以 上 (再アス処理の場合は基準密度の93%以上) を 満足するものとし、かつ平均値について以下を満 足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格 値を満足するものとする。また、10孔の測定値が 得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値 を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた 場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が 規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000 m ² を超える場合は、10,000 m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定す る。 (例) 3,001~10,000 m ² : 10孔 10,001 m ² 以上の場合は、10,000 m ² 毎に10孔追加 し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000 m ² の場合: 6,000 m ² /1ロット毎に 10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000 m ² 以下の場合は (維持工 事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。						
		機械試験 (J I S マーク表示品以外 かつミルシート照 合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる						
		外観検査 (付属部材)	目視及び計測								
31 ガス切 断工	施工 必 須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下 (ただし、 切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定す る最大高さ粗さRZとする。		○			
		ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあつてはならない 二次部材: 1mm以下							
		スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を 残さず容易にはく離するもの。							
		上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。							
	その 他	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面 の品質基準」に基づく)		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを 示す。		○			
		ペベル精度	計測器による計測								
		真直度									

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がプローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判断が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。 余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm]) 余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25) · B			
			外観形状検査（アーカスタッド）		・余盛り形状の欠陥：余盛りは全周にわたり包囲していかなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			
その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
33 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料 必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
		土の温潤密度試験	JIS G 0191						
		テーブルフロー試験	JIS R 5201						
		土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216						
	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。				
		土の粒度試験	JIS A 1204						
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						
		土の圧密試験	JIS A 1217						
		土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する				
		土の強熱減量試験	JGS 0221						
施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。			
		土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216						
	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○		
		定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018						
		外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測						
34. 鉄筋挿入工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。		
		引抜き試験(受入れ試験)	地山補強土工法設・施工マニュアル						
	その他	引抜き試験(適合性試験)	地山補強土工法設・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。 ・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを標準とする。 ・初期過重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
35. 基礎工	施工 必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、ブレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。			
		孔底沈殿物の管理	検測テープ						
	その他	孔底処理	検測テープ	設計図書による。		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	

〔参考資料〕

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

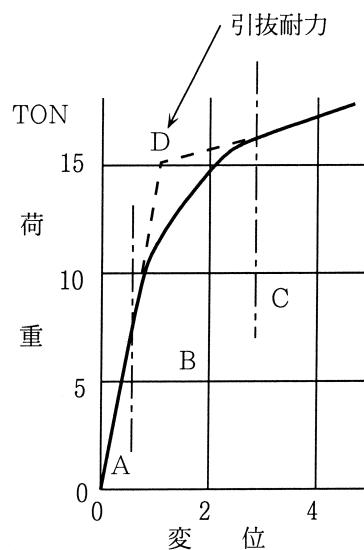


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Comission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No. 2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton 每の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

- (イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。
- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

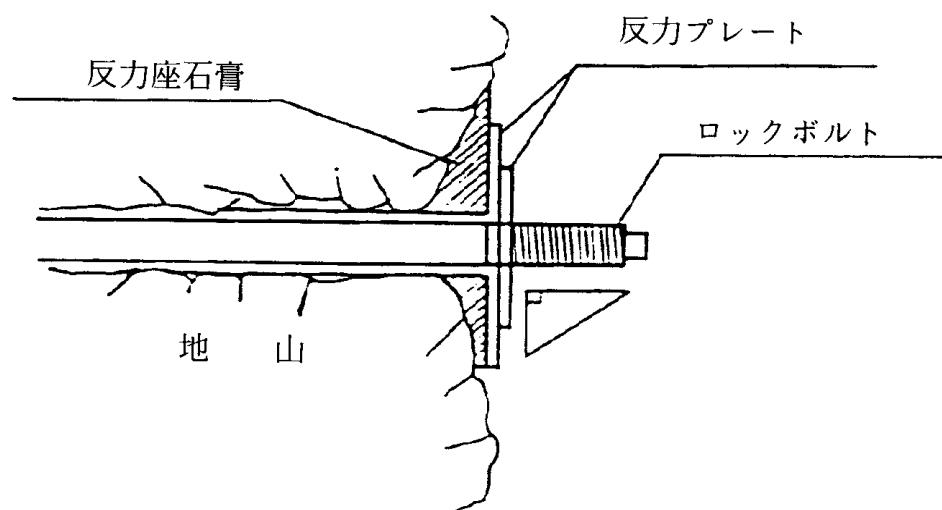


図4-2 反力座の設置

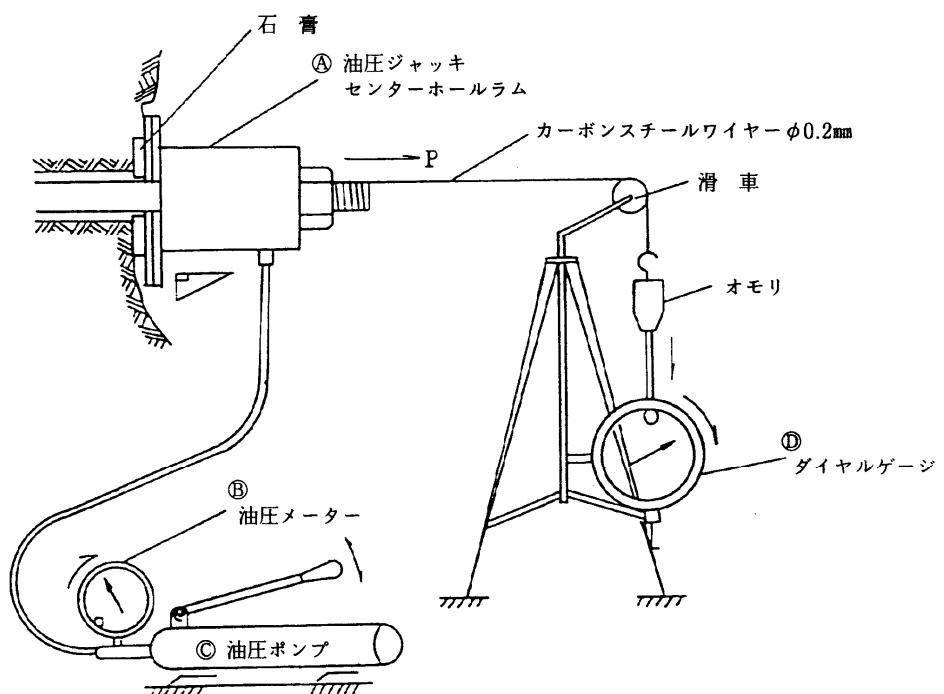
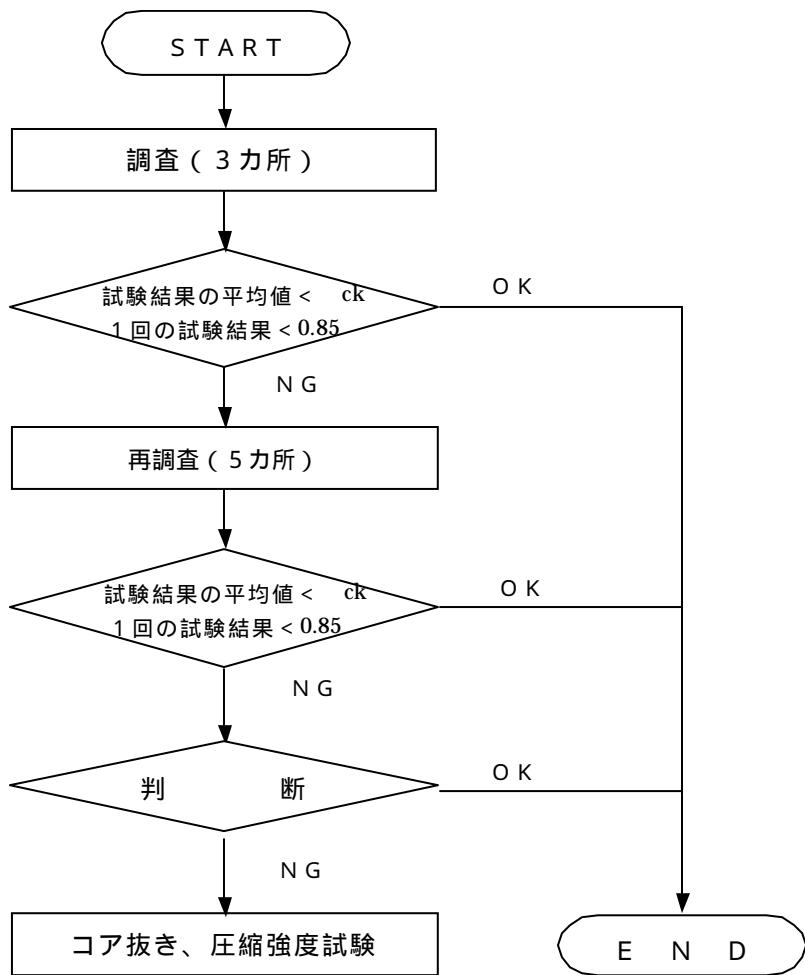


図4-3 引抜試験概要図

[参考資料]

テストハンマーによる強度推定調査について

1. テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施すること。
運用フロー



(1) 適用範囲

強度確認調査の対象工種については、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレスコンクリートは測定の対象としない。

(2) 調査単位

調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う、ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とする。

(3) 調査手順

- 1) 各単位につき3カ所の調査を実施する。
- 2) 調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施する。
- 3) 再調査の結果でも、平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、必要に応じて土木研究所に相談して原位置コアを採取し圧縮強度試験を実施する。

(4) 調査時期

材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断する。

- ・材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
- ・材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
- ・材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正值を比例配分して得られる補正值を用いて評価する。
- ・材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
- ・材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

(5) 反発度の測定、推定強度の計算方法について（補足説明）

水平方向に打撃する事を原則とする。構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、土木学会規準(J S C E - G 504)の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正值を求める。

気乾状態の箇所で測定することを原則とする。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良い。

- ・測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合 反発度の補正值 + 3
- ・測定位置が濡れている場合 反発度の補正值 + 5

強度推定は以下の式（材料学会式）による。

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$$

ここで、F：推定強度

R：打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度

測定装置は、較正が行われているものを用いる。

2.ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

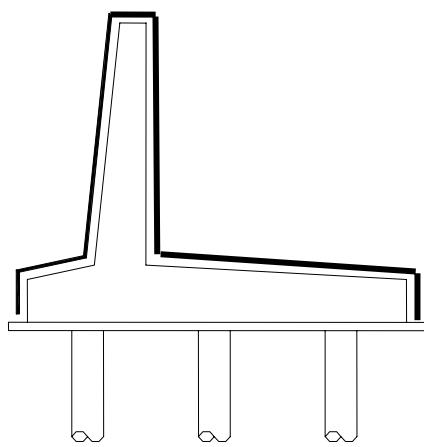


図 - 1 擁壁

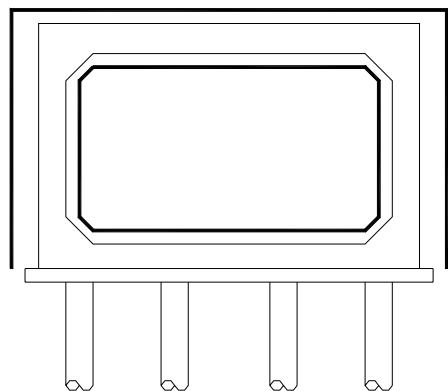


図 - 2 カルバート

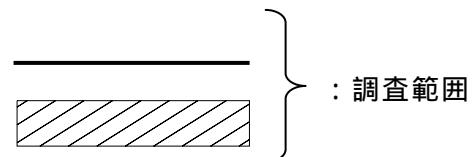
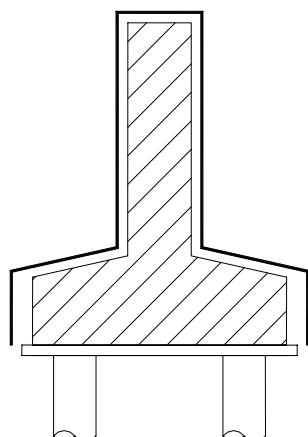


図 - 3 橋梁下部

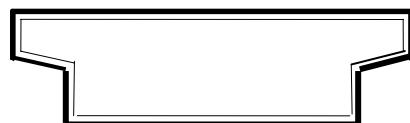
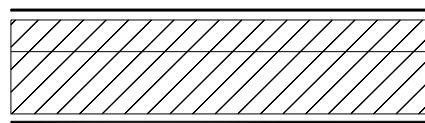


図 - 4 橋梁上部